

日本機械学会環境工学部門賞規定

平成2年3月6日制定
平成6年3月8日改正
1999年2月16日改正
2005年11月8日改正

(目的)

1. 環境工学分野の進展をはかるために日本機械学会環境工学部門賞を設ける。

(対象となる業績)

2. 環境工学分野に関する貢献や学術、技術、教育、出版、国際交流などの顕著な業績に対して部門賞を贈る。

(部門賞の種類)

3. 部門賞は、功績賞、研究業績賞、技術業績賞、国際交流賞の4種類とし、環境工学部門〇〇賞とする。

(表彰の人数)

4. 当該年度の受賞者は日本機械学会部門賞通則第5項に規定された人数以内とする。

(受賞候補者の資格)

5. 受賞候補者は個人とし、原則として本会会員とする。

(推薦および選考手続き)

6. 運営委員会の指名による選考委員会が当該年度の受賞候補者を選考し、推薦理由書を附して最終部門運営委員会までに部門長に報告する。

(表彰決定および報告)

7. 部門賞の最終決定は環境工学部門運営委員会が行い、部門協議会を経て理事会に報告する。

(表彰の時期)

8. 部門賞の表彰は部門長名により、原則として4月以降開催の環境工学部門行事において行う。

(表彰の形式)

9. 部門賞受賞者には賞状と記念品を贈る。

(運営経費)

10. 部門賞に関する諸経費は部門費より支出する。

(規定の変更)

11. この規定を変更しようとするときは、環境工学部門運営委員会の議を経て部門協議会 ならびに理事会の承認を得なければならない。

12. 各賞の定義

a) 功 績 賞：部門運営委員あるいは環境工学委員会委員を4年以上歴任し、本部門の発展に多大の寄与をした個人に対して贈る。

b) 研究業績賞：環境工学に関わる、過去2年間に機械学会論文集に掲載された論文あるいは、過去1年間に部門が主催した講演会、シンポジウムで発表した論文をとうして学術上の寄与が大きい個人に対して贈る。なお、研究業績賞についてのみ、他学会で発表された論文も対象とする。

c) 技術業績賞：過去2年間に部門が主催した講演会、シンポジウムで発表した、環境工学に関わる主として新技術製品、製造法などの開発等に技術上の寄与が大きい技術（個人）に対して贈る。

d) 国際交流賞：環境工学に関わる学術、技術分野において、国際交流に貢献した個人に対して贈る。

13. 各賞の英文名称

各賞の英文名称は次の通りとする。

a) 功 績 賞：Environmental Engineering Award

b) 研究業績賞：Environmental Engineering Award for Academic Achievement

c) 技術業績賞：Environmental Engineering Award for Technological Achievement

d) 国際交流賞：Environmental Engineering Award for International Activity